

審査の結果の要旨

氏名 山辺恵理子

本論文は、従来の刑事司法制度を批判し、その代替案ないし補完的なアプローチを提案している「修復的正義 (restorative justice)」に着目する。従来刑事司法制度を改革するアプローチとして提唱された修復的正義の議論を教育の場面に適用し、それが、加害者と被害者の間の関係性の修復と省察のプロセスを引き起こし、規範の再構築へと向かう対話を可能にするための条件を探った研究である。

第Ⅰ部では、まず第1章において、修復的正義の思想と実践の概要を、主な先行研究を取り上げながら説明する。第2章では、修復的正義の論者であるハワード・ゼアの理論に焦点を当て、その理論に含まれる人間観を整理する。第3章では、教育の分野に修復的正義の思想が適用された「修復的实践」と呼ばれる教育実践について検討がなされる。

第Ⅱ部では、修復的实践および修復的正義が直面する課題について検討が行われる。まず第4章では、修復的实践を行う教師の課題について、具体的な学校における実践の事例をもとに検討がなされる。第5章では、修復的正義および修復的实践に対してなされる批判を検討し、特にそこにおいて、価値観の押し付けの問題が強く指摘されていることに着目が見られる。そしてそうした問題を回避するうえで、修復的实践のあり方を共同的に省察することとそれを担う教師のあり方が重要となることが確認される。

以上をふまえて第Ⅲ部では、「修復的实践」を展開する際の教師の役割について検討がなされる。まず第6章では、その教師らにはどのようなスキルないし資質能力を獲得することが求められているのかが、「省察」概念にもとづいて検討される。さらに第7章では、そうした省察のプロセスが個人に還元され得ない共同的なものであり、規範の再構築へと向かう対話の視点を含むものであることが検討される。

終章では、本論文のまとめとして、議論の整理を行うとともに、様々な負の感情を相互に抱きながら、それでもなお一つの間やプロセスを共有する、「共同的省察プロセス」の重要性が再度確認される。

以上のような内容を持つ本研究は、刑事司法制度の改革案として提唱された修復的正義の議論を教育の場面に適用しようとした点で画期的な意義を有する。と同時に、本研究ではその適用に際して、規範を共同的に再構築することの意義を明らかにし、主体変容と共同体変容の両面を視野におさめることが可能となった。それによって、修復的正義論が陥りがちな価値観の押し付けや表面的な合意という問題点を克服する可能性が開示されたことの学術的意義は大きい。以上により、本論文は、博士(教育学)の学位を授与するにふさわしいものと判断された。